

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京老人ホームの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事（理事長・常務理事を含む）及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会並びに評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 交通費については、その実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が法人及び施設の運営のために、業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 評議員が法人及び施設の運営のために、業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

3 交通費については、その実費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務等にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 交通費については、その実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により宿泊費及び旅費を支給する。報酬については、第4条1及び2項により支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 宿泊費については、宿泊施設が定められている場合は、別表3によらずその実額を支給する。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(理事長の報酬)

第7条 理事長は、原則として月2日、ホームにおいて執務を採ることとし、別表4による月額報酬を支払う。なお、執務日がこれを超える時は、前条4条及び6条の報酬と実費を加算し、支払う。

2 交通費については、その実費を支払うことができる。

(報酬の支払方法)

第8条 この規程に定める報酬の支払いについては、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日）に金融機関

の口座に振り込む方法により支払う。

(適用除外)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 10 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2004 年 7 月 31 日より適用する
改正 2012 年 4 月 1 日
2017 年 6 月 13 日